この式において、E_{SAC}、$\alpha_{SAC,i}$、A_i及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SAC}　：空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

$\alpha_{SAC,i}$　：室ｉの室用途及び地域の区分ごとに別表第２に掲げる空気調和設備に係る係数（単位　１平方メートル１年につきメガジュール）

A_i　：室ｉの床面積の合計（単位　平方メートル）

ｎ　：非住宅部分における空気調和対象室の数

⑵　空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SV}=\sum_{i}^{n}\left(\alpha_{SV,i}\times A_i\right)$$

この式において、E_{SV}、$\alpha_{SV,i}$、A_i及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SV}　：空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

$\alpha_{SV,i}$　：室ｉの室用途ごとに別表第２に掲げる空気調和設備以外の機械換気設備に係る係数（単位　１平方メートル１年につきメガジュール）

A_i　：室ｉの床面積の合計（単位　平方メートル）

ｎ　：非住宅部分における機械換気対象室の数

⑶　照明設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SL}=\sum_{i}^{n}\left(\alpha_{SL,i}\times A_i\right)$$

この式において、E_{SL}、$\alpha_{SL,i}$、A_i及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SL}　：照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

$\alpha_{SL,i}$　：室ｉの室用途ごとに別表第２に掲げる照明設備に係る係数（単位　１平方メートル１年につきメガジュール）

A_i　：室ｉの床面積の合計（単位　平方メートル）

ｎ　：非住宅部分における照明対象室の数

⑷　給湯設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SW}=\sum_{i}^{n}\left(\alpha_{SW,i}\times A_i\right)$$

この式において、E_{SW}、$\alpha_{SW,i}$、A_i及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SW}　：給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

$\alpha_{SW,i}$　：室ｉの室用途及び地域の区分ごとに別表第２に掲げる給湯設備に係る係数（単位　１平方メートル１年につきメガジュール）

A_i　：室ｉの床面積の合計（単位　平方メートル）

ｎ　：非住宅部分における給湯対象室の数

⑸　昇降機の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SEV}=\sum_{i}^{n}\left(\frac{L_{SEV,i}\times V_{SEV,i}\times C_{SEV}\times T_{SEV,i}\times M_{SEV,i}}{860}\times N_{SEV,i}\right)\times 9760\times 10^{-3}$$

この式において、E_{SEV}、$L_{SEV,i}$、$V_{SEV,i}$、C_{SEV}、$T_{SEV,i}$、$M_{SEV,i}$、$N_{SEV,i}$及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SEV}　：昇降機の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

$L_{SEV,i}$　：昇降機系統ｉの積載質量（単位　キログラム）

$V_{SEV,i}$　：昇降機系統ｉの定格速度（単位　１分につきメートル）

C_{SEV}　：基準設定速度制御係数（１／40）

$T_{SEV,i}$　：昇降機系統ｉの年間運転時間（単位　時間）

$M_{SEV,i}$　：昇降機系統ｉの輸送能力係数（単位　無次元）

$N_{SEV,i}$　：昇降機系統ｉに属する昇降機の台数（単位　台）

ｎ　：非住宅部分における昇降機の対象系統数

⑹　その他一次エネルギー消費量は、１の⑺に定める方法により算出するものとする。

３　屋内周囲空間の年間熱負荷の算出方法

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第８条第１号イ⑴及び⑵に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷は、１年間（室用途ごとに使用時間が設定されている場合には、その時間に限る。以下同じ。）における次のイからニまでに掲げる熱による暖房負荷及び冷房負荷を合計したもの（単位　メガジュール）とする。

イ　外気と屋内周囲空間との温度差

ロ　外壁、窓等からの日射熱

ハ　屋内周囲空間で発生する熱

ニ　取入外気と屋内周囲空間との温湿度の差及び取入外気量に基づく取入外気の熱

第２　住宅部分に係る事項

１　外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出方法

⑴　外皮平均熱貫流率

外皮平均熱貫流率に係る建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ⑴の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ　外皮平均熱貫流率は、次の式により算出するものとする。

$$U_A=\left(\sum_{i}^{n}A_iU_iH_i+\sum_{j}^{m}L_j\Psi_jH_j\right)\ /\ A$$

この式において、U_A、A_i、U_i、H_i、ｎ、L_j、Ψ_j、H_j、ｍ及びＡは、それぞれ次の数値を表すものとする。

U_A　：外皮平均熱貫流率（単位　１平方メートル１度につきワット）

A_i　：外皮の第ｉ部位の面積（単位　平方メートル）

U_i　：外皮の第ｉ部位の熱貫流率（単位　１平方メートル１度につきワット）

H_i　：外皮の第ｉ部位の隣接空間との温度差による貫流熱量の低減等を勘案した係数（以下イにおいて「温度差係数」という。）

ｎ　：外皮の部位数

L_j　：第ｊ熱橋等（熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。別表第３において同じ。）及び土間床等（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないものをいう。以下⑴及び別表第３において同じ。）の外周部をいう。以下⑴において同じ。）の長さ（単位　メートル）

Ψ_j　：第ｊ熱橋等の線熱貫流率（単位　１メートル１度につきワット）

H_j　：第ｊ熱橋等の温度差係数

ｍ　：熱橋等の数

Ａ　：外皮の部位の面積の合計（単位　平方メートル）